

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和5年3月10日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和5年3月10日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）多治見複合計画  
多治見市住吉町1丁目6番1
- 2 意見の概要  
住民の意見  
・地域住民の要望に対する建物設置者の対応について